

1990年代のベトナム市場経済化と投資環境¹

生産問題分析チームリーダー 小林 守

はじめに

メコン地域（ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマー）におけるビジネス環境が大きく改善されている。たとえば、2015年中に ASEAN の貿易・投資活動がルール化され、経済統合が AEC（ASEAN 経済共同体）として成立した。まだ、細部には改善が必要な点があると指摘されているものの、一つの大きな経済圏として共通のビジネスルール作りを構築する大きなマイルストーンには到達したといえる。

当面の大きな問題は物的な投資環境の改善であり、その最大のものが交通インフラの整備である。陸上交通網は ASEAN 各国政府とそれを支援する日本、中国、欧米諸国、アジア諸国の経済支援で顕著な改善がみられる。例えば、日本政府も貢献している東西経済回廊（ベトナムーラオスータイーミャンマー）、南部経済回廊（ベトナムーカンボジアータイーミャンマー）や中国政府の支援によるといわれる南北経済回廊（メコン川に沿って中国南部からメコン地域南部を結ぶ）など交通インフラストラクチャーは整備が進んでいる。これにより、周辺地域には世界的な多国籍企業などによる多額の直接投資も盛んになりつつある。また、ASEAN 経済のグローバル化に大きな役割を果たしてきた華人の財閥企業グループの迅速な投資も目に見えて顕著になっている。これに伴いこうした大企業を取引先とする中小企業の進出によるビジネス開発の余地も広がっている。2014年度からスタートした文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「メコン諸国における経済統合の中小企業への影響についての研究—『ASEAN サプライチェーン』の観点から—」も3年目が終了し、専修大学内外の研究者による実査（現地調査、文献・データ調査）に加えて外国人研究者がもつ多角的な視点・視角に基づく関連の研究収集と現状分析作業が大詰めを迎えているが、こうした現状分析に時間的な状況変化を加味し、残る2年間ではメコン地域の中小企業活動についての「展望」を描くことになる。しかし、このためには、いったん現状に至るこれまでの来し方、すなわち経緯を振り返り、いかなる経路をたどって現状に至ったかをいったん整理する必要があると考える。

こうした考え方にに基づき、本報告ではメコン地域の中でも大きな変化、すなわち「計画経済」→「市場経済」→「経済統合」へとドラスチックな投資環境改善への舵を切ってきたベトナムを取り上げ、計画経済時代からの大きな転換期となった1990年代の状況の推移を整理してみたい。

1. 1990年代の外国資本進出

ベトナムは1868年からフランスによる植民地支配をうけた後、第二次世界大戦間の旧日本軍の占領

¹ 本稿は専修ビジネスレビュー（2017年3月）に掲載された拙稿「1990年代のベトナム市場経済化と投資環境」に追記・加筆したものである。

統治と戦後のフランスからの独立戦争、ベトナム戦争を経て、1975年に現在のベトナム社会主義共和国を成立させた国である。その後に直面した中国からの侵略やカンボジアへの侵攻など戦時状態からの経済復興のため、同じ社会主義陣営にあった最大のパートナーであったソ連から援助を受けていた。しかし、1992年に旧ソ連は崩壊し、それを契機に政治的には社会主義の枠組みを残しながら経済のみ市場メカニズムを導入するドイモイ（刷新）政策を開始した。ソ連崩壊前の1986年に既にこの政策の発動は公認されていたものの、同国内の様々な政治的な妨害や疑念が障害となり、本格的にドイモイ政策が形となったのは1990年代である。1990年代のベトナムになって1986年から推進されているこのベトナムのドイモイ政策が「市場経済化と対外経済開放」というセットで始動したのである。

ドイモイ政策は旧ソ連、東欧などの社会主義国の体制崩壊により経済援助が停止あるいは削減されたことにより経済が深刻停滞し、追い詰められた末に日欧米等の西側資本主義諸国からの投資や経済協力が必要になったために発動されたとみることができる。ドイモイの経済路線は1992年公布の新憲法で正式に「国是」となったが、この開放経済政策の推進を象徴するのがベトナムのASEAN（東南アジア諸国連盟）加盟（1995年）、米国との国交正常化（1995年）である。図表1にこうした経緯を略年表として以下に記す。

図表1 ベトナムの主な市場経済化へのあゆみと外交関係（1946年～1999年）²

年	事象
1946年	第一次インドシナ戦争
1964年	米国の介入（旧南ベトナム政府への支援）
1975年	南北ベトナム統一 ベトナム社会主義共和国成立
1977年	国連加盟
1978年	ベトナム軍のカンボジア侵攻
1979年	外資法公布 中越戦争
1980年	ロンアン省でドイモイの実験
1986年	第6回共産党大会でドイモイ路線を採択 小規模な民間企業の経営を許可
1988年	新外資法公布 南沙諸島で中国艦船との武力衝突
1991年	第7回共産党大会でドイモイを国家基本政策として確認 中越国交正常化
1992年	改正憲法公布 貿易収支が黒字に転換
1994年	米国がベトナムに対する禁輸措置を全面解除 先進各国が対ベトナム債権を50%減免およびリスケジュール
1995年	米国と国交正常化 東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟
1996年	第8回共産党大会でドイモイ政策の継続を確認 中国との国境鉄道の運行再開
1997年	アジア通貨危機
1999年	中国との陸上国境確定交渉

出所：「全予測アジア」（1995年、1996年、2000年版）、三菱総合研究所、ダイヤモンド社に筆者加筆

1992年の憲法は「ドイモイ」憲法と言われ、①私有制と私営経済の自由化②外国企業資産の国有化（接収）禁止③長期の土地私有権を保証（但し、ベトナム国民のみ）、④共産党幹部以外でも入閣可⑤党員以外の国会議員被選挙権許可をうたった。政治的にも従来、共産党に集中しすぎていた権力構造を是正し、政府、議会との権力バランスを取ろうと試みた。但し、急速なドイモイ推進により、資本主義

² 「全予測アジア」（1995年、1996年、2000年版）、三菱総合研究所、ダイヤモンド社

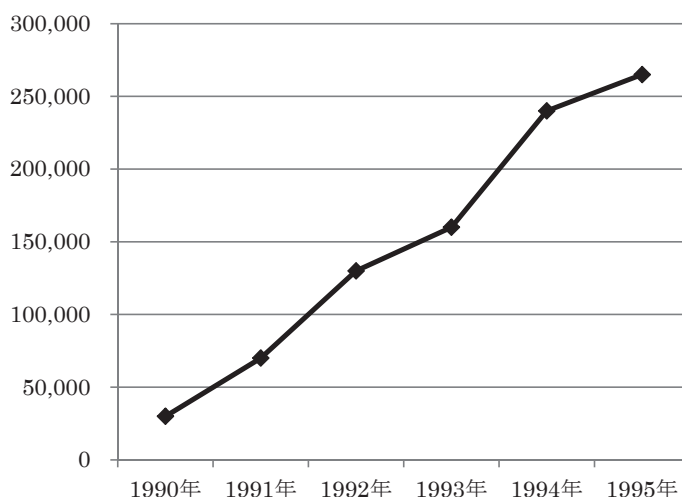
国の文化、思想が急速に流入し、社会主義体制自体が揺らぐことには神経質になっており、企業や商店の看板を外国語だけで掲げることを一時禁止するなどの措置を取ったこともある³。このように試行錯誤を繰り返しつつ、市場経済的開放経済を導入していった。外国からの民間投資導入については1988年に外国投資法を初めて制定し、100%出資の外国企業の設立を認めるなど、本格的な外資への市場開放の遂行を世界の企業にアピールした。この外国投資法は国内企業の利害との調整を考慮しながらも外国企業の要望を取り入れて、何度も改正されている。

1990年にはその重点対象として輸入代替産業を優遇し、また1992年には先端技術分野、インフラ開発、石油化学、農村部への進出などのカテゴリーの投資を優遇した税率を定めるなど、政策上の重点分野を反映させるように順次改正された。1994年には外国投資への認可手続きの簡素化、1996年には外国投資の中でも奨励する分野（優遇される分野）と奨励されない分野（優遇されない分野）を明確に峻別した改正が行われている⁴。これと併せて国内法制度も整備された。外国技術移転に関する法令（1988年）、工業所有権の保護に関する法令（1989年）、会社法（1990年）等がその主なものである。

市場経済化が最初に活力を与えたのは農業である。計画生産（集団生産）から個別の農家の裁量による生産（個別農家請負制）に変わり、もともと強みを持っていたコメ生産は主力輸出産業としてタイ、米国に次ぐ規模となった。これに続き、ベトナムの経済を刺激したのは欧米からの直接投資である。特に1994年に米国がベトナムに課していた禁輸措置（いわゆる「エンバーゴ」）が解除されたことにより、それまで華僑資本（台湾、香港）による投資から、米国、欧州、日本、韓国の企業による投資に主体が移った。また、資本主義体制であった旧南ベトナムから難民となって米国等に逃れたベトナム人投資家（いわゆる越僑）もかつての「祖国」ベトナムに投資を行った。ベトナム政府も越僑の投資を市場経済化推進のための積極的な要素と考え、彼らにマルチビザの発行や優遇税制という恩典を供与した。

ベトナムの対外開放の初期に投資を行ったのは越僑の他、東南アジアの華僑資本であり、韓国資本、台湾資本であったが、越僑はサービス業や軽工業、シンガポールなどから投資する華僑は不動産開発に着目していた。また、カンボジア経由で流入するタイ製品、北から流入する中国製品によってベトナムは市場経済化に伴って慢性的な貿易赤字を被る構造に直面することになった。

図表2 ベトナムに入国した越僑（1990年代前半）



単位：人

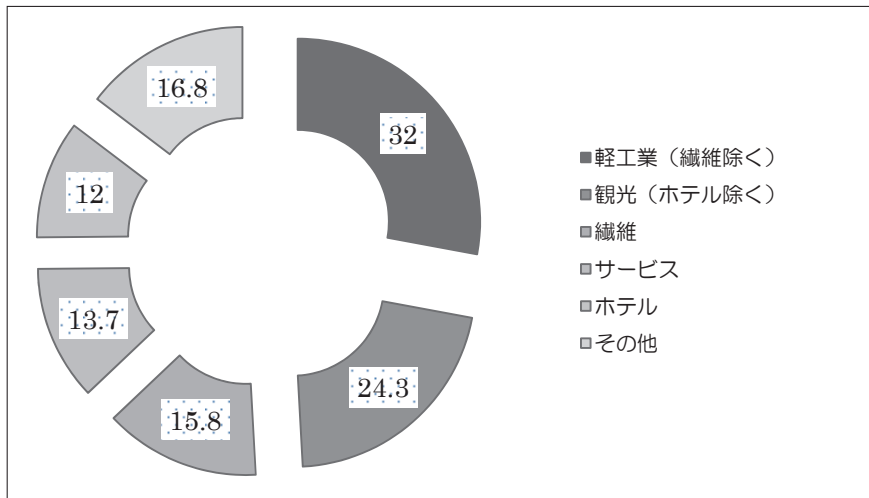
出所：小林守、宇佐美暁「アジア新経済圏 東南アジア篇」三菱総合研究所、徳間書店、1996年、p.92

原出所：Vietnam Economic Times, February, 1996

³ 筆者は1995年12月～1996年3月までハノイに滞在したが、このような光景を実際に目にした。

⁴ 外資系企業の進出に対する手続きの遅れと不透明さについては1995年2月に日本の経団連も改善要望を提出した。

図表3 越僑の投資分野



単位 :100 万米ドル

出所：小林守、宇佐美暁「アジア新経済圏 東南アジア篇」三菱総合研究所、徳間書店、1996年、p.92

原出所：Vietnam Economic Times, February, 1996

地域によっても外国資本の投資地域は異なっていた。すなわち、もともと農業主体で社会主義経済的な計画経済の歴史が長い北部への外国投資は少なく、インフラストラクチャーが比較的整い、軽工業と華僑資本の基盤があった最大都市ホーチミンシティ等南部に外国投資が集中的に行われた。これに対し、ベトナム政府は政治的な中心である北部（ハノイ）周辺にも外国資本を誘致しようと、空港や港湾に近接した外資企業向けの工業団地の造成など北部への誘致を積極的に行った結果、日本企業も次第に北部への進出を行っていった。例えば、1990年代中盤には既に首都ハノイと主要港湾都市ハイフォンを結ぶ国道5号線沿線に野村証券主導の工業団地が整備され、輸出加工拠点の設立をもくろむ日本企業の誘致を狙った。また、ハノイ国際空港周辺にもタンロン等の大規模な工業団地が開発されて、日系企業が多く進出するようになった。富士通、トヨタ自動車、コマツ、NEC、大成建設、清水建設は北部に進出した主な企業の例である。もちろん、南部にも日本企業は多く、三菱重工、ヤンマー、新菱冷熱工業、ヤマハ、ソニー、三洋電機、味の素等が進出した。ベトナム政府も外資企業受け入れに関わる官庁の統合で手続きの促進と透明化等の改革を行ったため、日系企業の間では投資先としての期待度が高まった⁵。

しかし、この進出ブームは直線的な右肩上がりで継続したわけではなく、やがて一時沈滞化した。その理由は大きく2つ挙げられる。一つは外国企業の進出によって非効率な国有企業は競争上の劣位に陥り苦境に直面することが多くなり、それを救済するためベトナム政府は外資企業に与えていた優遇措置を縮小する等、対外開放の基本方針に矛盾する政策を発動して、外資企業の信頼を失ったことである。今一つは1997年にアジア通貨危機が勃発し、需要の落ち込みと資産デフレに直面した外資企業がベトナム含むアジア全域で直接投資を控えめにしたためである。特にバブル経済崩壊の後遺症で

⁵ 主要な改革の一つとして経済計画立案策定と調整をつかさどる国家計画委員と外国企業の投資を認可する国家協力投資委員会（SCCI）を統合し計画投資省（MPI）を新設したことが挙げられる（1995年）。

苦しむ日本企業や、本国自体がアジア通貨危機に直撃され国家の財政が国際通貨基金の管理下に入った韓国企業は本社サイドの経営的苦境に加え、政府主導（金大中政権）による財閥の大規模なリストラクチャーに直面し、ベトナムのみならずアジアの拠点を拡張する余裕がなくなり、ベトナムでの事業展開においても急ブレーキがかかった状態になった。その程度の差はあれ、シンガポール、台湾等の企業からの直接投資も減少した。しかし、アジア通貨危機からアジア経済が回復していくにつれてベトナムへの直接投資は回復していった。

図表4および図表5は1990年代にベトナムに進出した主な日本企業を示したものである。坪井(1995)によると1994年7月現在、この他に三菱石油、昭和シェル石油、アラビア石油、EIE社、住友商事、日商岩井等の日本企業がベトナムの海域にある工区での石油開発権を取得ないしは落札している⁶。さらに坪井(1995)はこうした工区のある海域には中国やその他の近隣諸国との係争中の南沙諸島、西沙諸島の海域が含まれていると述べている。

図表4 1990年代の市場経済化と主な日系企業の進出（現地法人）

地域	企業名	業務内容
ハノイ	ニチメン（双日）	自動車組立・販売
	フジタ	建設・不動産
	大成建設	建設
	日本ロジテム（2法人）	トラック事業・バス整備事業
	ホンダ	二輪車、四輪車製造
	日本工営	コンサルティング
ハイフォン	住友商事	ポリプロピレン製品製造
	エプソン	プリンター製造
	スタンレー電機	自動車、二輪車部品（ヘッドランプ）
クアンニン	トーメン（豊田通商）	ゴム樹脂・テレピン油製造
ダナン	日商岩井（双日）	植林チップ生産販売
フエ	共英製鋼・三井物産・伊藤忠	鉄筋棒鋼製造販売
ラムドン	トーメン（豊田通商）	ガムロジン製造
ダラット	大丸興業・豊田缶詰	マッシュルームの生産加工
ブンタウ	飛行船	エプロン・婦人服の縫製
ビエンホア	三洋電機・昭和プラスチック・住友商事	家電製品のプラスチック部品
ホーチミン市	ソニー	テレビ・オーディオの製造販売
	エースコック・丸紅	即席麺製造販売
	トーメン	缶詰用缶の製造
	味の素	調味料製造販売
	野村貿易	鉄板加工販売
カントー	東洋精米機製作所	精米関連機器の販売

出所：東洋経済新報社編「東経 Data Books, 全図解 日本企業のアジア進出マップ」1995年に筆者加筆。

⁶ 坪井(1995)は石油鉱区の開発権の取得落札した外国企業としては日本企業の他にシェル（オランダ）、トータル（フランス）、BP（英国）、BHP（オーストラリア）、ペトロナス（マレーシア）、ONGC（インド）、インターコネクション（カナダ）、モービル（米国）があるとしている。

図表5 1990年代前半の市場経済化と主な日系企業の進出（支店・出張所）

地域	業種	企業名
ハノイ	製造業	富士通、NEC、トヨタ、コマツ、共英製鋼
	金融	東京海上火災、住友海上火災、安田海上火災、同和火災海上
	建設	大成建設、清水建設、飛鳥建設、佐藤工業、大林組、フジタ、熊谷組、三菱建設、三井建設、日本工営、ナカノコーポレーション
	商社	三井物産、三菱商事、住友商事、丸紅、日商岩井、兼松、伊藤忠商事、トーメン、ニチメン、豊田通商、金商又一、明和産業、野村貿易、日鐵商事、川鉄商事、三洋商事
	その他	出光石油開発、日本経済新聞社
ブンタウ	商社	住友商事、丸紅、日商岩井
	その他	日本海洋掘削
ホーチミン市	製造	三菱重工、ヤンマーディーゼル、三菱冷熱工業、ヤマハ
	金融	さくら銀行、富士銀行、三菱銀行、三和銀行、東京銀行、大和銀行、東海銀行、あさひ銀行、東京海上火災、三井海上火災、安田海上火災
	建設	大成建設、清水建設、大林組、ハザマ、三菱建設、ナカノコーポレーション、きんでん
	商社	三井物産、三菱商事、住友商事、丸紅、日商岩井、兼松、伊藤忠商事、トーメン、ニチメン、豊田通商、金商又一、明和産業、野村貿易、日鐵商事、川鉄商事、三洋商事、住金物産、岩井産業
	運輸	日本郵船、大阪商船三井船舶、川崎汽船、日本航空、鴻池運輸

出所：東洋経済新報社編「東経 Data Books, 全図解 日本企業のアジア進出マップ」1995年より筆者作成。

2. 1990年代の金融・財政と問題点

ドイモイはベトナム国内の経済構造にも大きな変化をもたらした。「ドイモイ憲法」（1992年憲法）以降、マクロ経済は活況を呈し、GDP成長率は8%以上を記録するようになった。これによってインフレ状態が出現したが、1990年初頭以降、一時は370%もあったインフレ（GDPデフレーター）は1993年には13%までに沈静化した。これは世界銀行やIMF（国際通貨基金）のアドバイスにより財政支出削減に踏み切ったためである。しかし、このままでは投資不足により経済成長を抑制してしまうため、1993年以降は公共投資等の財政赤字政策に転換した。経済成長率が高止まりした状況ではインフレが常に懸念され、現地通貨「ドン」に対する信任は必然的に弱くなる。この結果、1990年代中葉まで市中では信用力の脆弱なドンと国際的な基軸通貨として信用性のある米ドルの併用が黙認されることになった⁷。また、金融システムも脆弱であったため、ベトナムの国民・企業は資産を「金」として保有する傾向が強かった。

通貨ドンは対米ドル交換レートに対して常に弱く、輸出には好条件にあったが、輸出製品を製造するための社会基盤整備や生産設備が圧倒的に不足していたため、農産物以外の物資を輸入する必要がある、貿易赤字は常態化した。これを補ったのが海外からの経済協力資金や外国資本の直接投資である。多額の直接投資資金の流入によって貿易赤字による外貨のキャッシュフローは改善され、外貨準備高の水準が上がるにつれ、次第にドンへの信認が高まり、米ドルが市中で決済に使われることがなくなっていった。現在では全面的に国内ではドンが通貨として受け入れられており、外貨が市中で消費取引の支払い通貨として使われることは、例外的な場合を除いてはなくなっている。

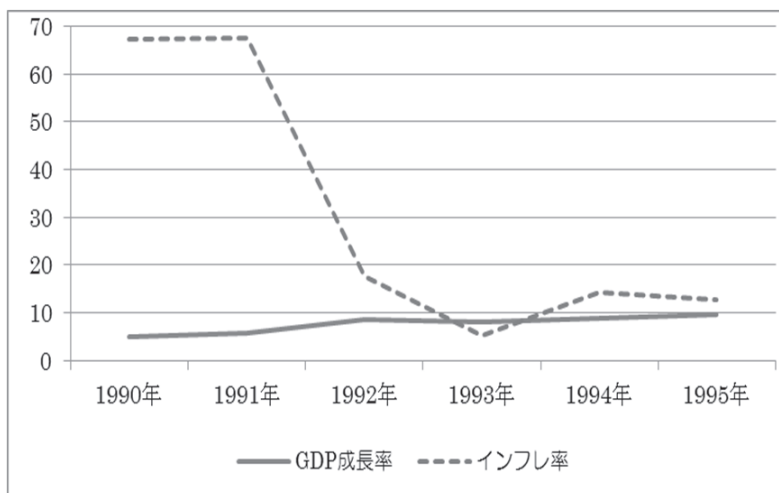
⁷ ドン、米ドル、金の併存は政府によるマクロ金融政策を困難にし、インフレーションのコントロールは困難を極めた。

図表6 ドイモイ政策発動以降のベトナム経済成長率 (%)
(1986年～2000年)



出所：IMF“world economic outlook database”

図表7 1990年代前半のベトナムの経済成長とインフレ率 (%)



出所：ベトナム政府統計局 (GSO) 1996

金融制度についても、ドイモイ政策は1990年代に入るまで市場経済に対応できるように運営されてはなかった。すなわち、社会主義的計画運用の残滓が残っていたため、銀行は厳重な国家管理のもとに置かれており、国庫から国営企業に資金を配分実行する機能しか持ち合わせていなかった。銀行の基本機能である、融資機能、つまり信用創造機能を有していなかった。しかも銀行それ自体の数も極度に少なく、ローカルの商業銀行は僅か国営銀行3行（農業銀行、工商銀行、外国貿易銀行）があるのみであった⁸。この他、国営の政策銀行としては大型設備投資やインフラ建設資金の需要に対応するための投資開発銀行があったが、国営セクター以外の民間事業者は事業機会があっても、ファイナンスを受けることが出来なかった。

しかし、1990年代半ばになると非国有銀行も設立が認められ、1990年代中庸頃には合資銀行 (Joint Stock Bank) 3行、外資合弁銀行3行、外国銀行支店16行が営業を開始するようになっていた。しかし、

⁸ ベトナム商工会議所ディレクトリー (1993年～1994年)

もっぱら大株主の事業向けの融資の他、外資系の銀行は自国から直接投資によって進出してきた企業に米ドル等の外貨でファイナンスすることに活動を制約されていた。

背景にあるのはベトナム政府の銀行ライセンスの制約、銀行自体の融資原資の限界、情報開示不足による審査の限界等だけではない。ベトナム政府は経営状態の思わしくない国営企業の債務負担を軽減して破綻させないようにするために企業への貸出金利の上限を定めていた。銀行はリスクに見合った金利を設定することが出来ず、低金利のオファーに甘んじなければならなかった。この結果、おのずとローリスクの企業、すなわち大企業、外資企業、株主企業への融資に融資原資を集中させざるを得なかったという事情もある。

優良な融資対象案件が仮に見つかったとしても機動的に原資を調達することにも困難があった。インターバンク市場は十分に機能していなかったうえに証券市場も開設されていなかったからである⁹。また、1990年代前半ごろまで、国民も現金を銀行に預ける習慣がなかったため、銀行の資金調達力には限界があり、ドイモイ以降に次々と設立された民間銀行や外資系銀行も企業の資金需要にタイムリーかつ十分にこたえることはできなかった¹⁰。この間、インフレ率もまだ10%以上であり、中間層、富裕層は米ドルのタンス預金や金を財産保全の手段として好んでいた。銀行にも十分なドン建ての資金がなかったのである。

1992年から検討が始まった証券取引所は時間がかかったものの、ようやく2000年にホーチミン証券取引所開設という形で実現した。おりしも、1990年代後半から、外国直接投資が活発化し、ベトナム国内に通貨供給量が増えると、一般国民も次第に定期預金などの金融資産や株式への投資が行われるようになった。経済発展によって物価上昇率が加速し、金利が付かないタンス預金よりも利殖ができる金融商品への関心が高まっていったのである。こうした状況もあり、1990年代後半には巨大な国有企業の一部には自ら金融機関設立し、魅力的な金利をオファーすることによって、一般市民から直接事業資金を調達することを試みたり、政府の都市再開発の機会を利用して、市街地の工場を売却して郊外に移転することによって売却益で資金を捻出するなどの方法を取るところも出てきた。

図表8 外資企業の土地に関わる権利

	外資合弁企業	100%外資企業	事業協力契約
土地所有権	なし	なし	なし
土地使用権	首相の許可を条件として現地側が土地使用権を現物出資すれば、外資側は利用可能（取得可）	外資側は利用不可。	名義人はベトナム側。首相の許可を条件として現地側が土地使用権を現物出資すれば、外資側は利用可能（取得可）
土地賃借権（リース）	あり	あり	あり

注：土地使用権は減価償却（定額法）、土地賃借権は経費として会計処理する。

出所：小林守、宇佐美暁「アジア新経済圏 東南アジア篇」（1996年）、三菱総合研究所、徳間書店、p. 89

⁹ 大西勝明「21世紀のベトナム産業の現況と課題」、小林守編著『アジアの投資環境・企業・産業－現状と展望－』所収、専修大学商学研究所叢書12、白桃書房、2013年、pp.89-121

¹⁰ 筆者が1995年12月～1996年3月にかけて行ったベトナムの金融状況について行ったインタビュー調査（資金提供者、国際協力事業団）では多額の「預金残高を持っていると当局にその資金源を厳しく調査されると国民は感じていて、タンス預金を好む傾向がある」との声を外資系銀行関係者から聞いた。

国内企業だけでなく、外資系企業にとってもベトナム国内での事業資金、特に運転資金の調達はずしもたやすいものではなかった。外資系企業に許されているのは土地使用权と土地賃借権（リース）だけであり、当時はこうした資産を抵当に資金を融通することもできない状況であった¹¹。抵当権の制度の整備が遅れており、これに基づく長期融資を企業は受けられなかったのである。この結果、ベトナムに進出した外資企業の多くは結局、外資系銀行から親会社保証に基づく、「親子ローン」にて資金を借入れ、現地の設備投資を行っていくことにならざるを得なかった。但し、例外は輸出加工区に立地している外資企業であり、こうした企業のみ、土地の使用权の転貸が可能であった。

3. 外国企業への優遇税制

外国企業による直接投資を対象とした優遇税制、すなわち外資優遇税制は中国の改革開放政策と類似した制度設計になっていた。企業に対する税制を大まかに示すと、国内企業には1～3%の売上にかかる税（いわゆる「売上税」）と35%の企業所得税がある。1990年代は売上税に関しては、企業の負担を軽減し、経済発展に伴って増加が期待され、補足しやすい付加価値税に転換する改革を行った。また、企業所得税は国内企業と外資系企業に対して異なるシステムを適用した。国内企業35%と一律に定まっていたが、これに対して外資企業も国内販売分については売上税を課されるが企業所得税は25%と優遇された。さらに企業所得税については図表9のような条件を満たしているとベトナム政府が認めれば、20%、15%、10%と別途、さらなる優遇税率の恩典を付与し、減免期間についても適用条件に応じてそれぞれ定めた。

図表9 外資系企業向けの企業所得税率（1995年時点）

企業所得税率	適用条件	減免期間
25%	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般製造業 ● 一般販売業 ● 会計・監査、コンサルティング ● 金融業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 黒字転換後最初の年度は全額免除。その後1～2年は半額減免。但し工業区に進出するサービス業は税率を22%まで引き下げる。黒字転換後は1年間免税。 ● 輸出型製造業で工業区に進出した企業のうち輸出比率80%未満の企業は税率18%、80%以上の企業は12%の税率をそれぞれ適用。
20%	以下のうち2つ以上の条件を満たすもの ① 500人以上の雇用創出 ② 先進技術の導入 ③ 輸出比率80%以上 ④ 法定資本金1000万ドル以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 黒字転換後2年、その後1～3年は半額減免。 ● 輸出加工区に進出して先の条件を満たすサービス業は15%まで引き下げる。黒字転換後は2年間免税。
15%	<ul style="list-style-type: none"> ● インフラ建設事業 ● 重工業、後進地域への投資事業 ● 事業修了業がベトナム側に設備が譲渡されるもの（ホテル等） 	黒字転換後2年、その後1～4年は半額減免。
10%	<ul style="list-style-type: none"> ● 後進地域でのインフラ建設事業 ● 植林事業 ● 計画投資省が重要であると認めた事業 	黒字転換後4年、その後4年は半額減免。

小林守、宇佐美暁「アジア新経済圏 東南アジア篇」（1996年）、三菱総合研究所、徳間書店、p. 89

¹¹ なお、現在においても外資企業には土地所有権が許されていない。

但し、上記のカテゴリーは永久に固定適用されるわけではなく、税率15%、20%適用企業でも、投資許可取得後5～7年後に税率は25%のカテゴリーに変更される。同様に税率10%適用企業でも投資許可取得後8～10年後に税率は25%のカテゴリーに変更される。すなわち、採算に乗りにくい事業に最初の立上げ期間の間だけ、もう一段の優遇税制を与えるが、立上げのための猶予期間が終われば、外資企業の一般的な標準税率である25%を統一的に適用する、という制度設計になっていた。

4. 外資企業のパートナーとしての国有企業改革

ドイモイの進化に伴い、経済政策において最重要課題の一つが国有企業改革であった。大西（2013）は1995年に国会で採択された国有企業法では「国有企業とは国家の委託した経済・社会目標実現のため、国家が投資し、設立し、管理し、経営もしくは公益活動を行う組織」と定義され、民間企業のような利潤追求の組織と公益企業と2分されるようになった、としている¹²。さらに、大西（2013）はこの法律によって1994年より国有企業は形態的に独立企業の他、経済的利益、技術、原料供給、販売などで密接な関係を持つ企業が連合した総公社（企業グループ）に分けられた、と指摘し、中でも「政府にとって重要」な若干の企業は政府が50%超の株式と特定事項の決定権限を有した、としている。このように社会主義の計画経済下で運営されてきた国有企業は企業に経営の権限と責任を多かれ少なかれ求めるものとなる。こうした形式では企業の資産価値と資金調達に株式会社への脱皮が、当然求められるが、1990年代はまだ、証券市場が存在していなかったため、1997年までに株式化を実施した国有企業は僅か13社に過ぎなかった。大西（2013）はようやく1998年以降は次第に株式会社化が進み110社となったものの、この間、国営銀行をはじめとする金融機関はこうした国有企業への資金供給を迫られた、と指摘している。前述のように金利上限が固定されていたため、金融機関にとってもこうした融資の多くは利益を圧迫するものでしかなかったと推察される。

外資系企業、とりわけ多国籍企業や大企業の対ベトナム投資という観点から考えると、民間企業が後述のように十分な規模を形成していなかった当時においては合弁パートナーとなるべき企業はこうした国有企業以外にはありえなかったが、株式会社化していない国有企業を現地パートナーとすることは現地子会社運営においてもリスクを抱えることになった。

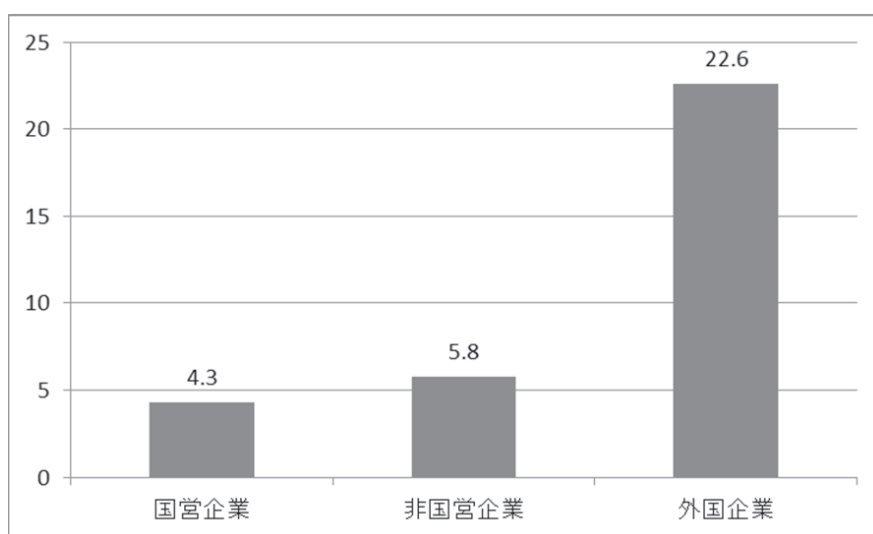
こうしたリスクの際たるものは非効率性であり、それは国有企業を出自とする幹部や従業員の既得権益喪失への抵抗、市場メカニズムに対する無理解、技術やノウハウの軽視、さらには関連手続きの行政サイドの遅延、そして企業の革新的な取り組みは国有企業を基盤とする共産党体制への脅威であるとみて政治的な影響力を行使することなどに起因していた。

1990年代末にはこうした国有企業こそがベトナム産業の国際競争力形成を阻害し、中国やNIES諸国との間で大きな貿易赤字を形成しているという危機感が大きくなり、総公社傘下の個別企業を独立させたり、売却したりする動きが進展した。大西（2013）では資本規模10億ドン以下の赤字企業の整理、中小国有企業の株式化が進展し、1999年末までに株式会社化した国有企業は370社であったことが報告されている。こうした非効率な傘下の中小事業会社や赤字事業会社を切り離すことにより、残った

¹² 大西勝明「21世紀のベトナム産業の現況と課題」、小林守編著『アジアの投資環境・企業・産業－現状と展望－』、所収、専修大学商学研究所叢書12、白桃書房、2013年、p.108

有力事業子会社を抱えた総公社が競争力を向上させ、そのいくつかは国際市場でも競争力を持ち始めることになるのだが、この端緒は2000年代後半以降に現れる。この詳細については今後、別稿にてまとめるが、いずれにしても、1990年代の国有企業は外資企業にとって、本格的なパートナーとしては「難しい」相手であり、子会社の共同運営には困難を極めた。繊維生産等においては生産委託等にとどめた連携を続けるケースも多かった¹³。1999年においてもベトナムにおいては外資企業に比べて国有企業（国営企業）の生産効率をはるかに低く、民間企業（日国営企業）と比べても劣っていた。図表10にみられるごとく、外資系企業（外国企業）の工業生産高の伸び率はローカルの国営企業（国有企業）、非国営企業（民間企業）の4倍～5倍となっている。

図表10 企業カテゴリー別の工業生産高伸び率（前年同期比%）
（1999年第一四半期の例）¹⁴



出所：小林守「第二の『ドイモイ』求められるベトナム経済」、三菱総合研究所、「全予測アジア2000-よみがえるアジアと日本の役割-」1999年、ダイヤモンド社 p.235

外国資本の中には自ら直接投資によって子会社をベトナムに設立するのではなく、国有企業あるいは民間企業のなかで優良な企業を探索し、委託生産方式によって生産を行うところもあった。特に国有企業改革によって、巨大な国有企業（総公社）傘下の個別企業が分割民営化を推進され、個々の工場は独立した企業として自活することを迫られていったが、このうち繊維分野などでは、それなりの技術があり、技術指導によって先進国市場でも通用する品質を実現することができる工場であれば、外国のバイヤーから技術指導員を受け入れて委託生産契約を結び、輸出することもできたのである。委託生産の他に自ら工場を外国企業の「リース工場」として貸出、雇用を維持するために存続するという事例も出現した。

¹³ 1995年12月～1996年3月に滞在した筆者も早期にベトナムに進出した日系大手企業の駐在員から苦勞談を直接聞いている。

¹⁴ 小林守「第二の『ドイモイ』求められるベトナム経済」、「全予測アジア2000-よみがえるアジアと日本の役割-」、三菱総合研究所、ダイヤモンド社、1999年、p.235

5. 結語に代えて

1986年に第6回共産党大会で採択されたドイモイ路線は最初のうちは小規模な私有制企業を認めるところから始まり、その後、全面的な市場経済の導入とつながるが、この路線の実現はその後、何年かの紆余曲折が必要であり、1991年に再度、第7回共産党大会でドイモイを国家基本政策として確認されることが必要だった。したがって、本格的なベトナムの市場経済化の実質的な胎動は1990年代にはじまったといっても過言ではない。1990年代はこの意味で「ベトナムの市場経済化第一幕」であると考えられる。

さらにこの流れが加速したのは1994年の米国の禁輸措置の解除、1995年の米国との国交正常化、ASEAN（東南アジア諸国連合）への加盟以降であろう。1990年代後半にかけて、これまでの華人資本、台湾資本、韓国資本に加えて米国など西側諸国からの直接投資による資本流入が拡大し、経済成長率は5%～10%の高い水準が達成されるようになった。もちろんこの経済活況は単線的な経路で右肩上がりに進んだのでない。外国企業の進出によって苦境に陥った国有企業を救済するためベトナム政府が外資企業に与えていた優遇措置を縮小したことや1997年のアジア通貨危機によって、停滞を見た時期もあった。しかし、基本的には活況のトレンドは変わらなかった。ベトナム政府も日本など西側諸国からの経済協力資金を得て、この活況を下支えするために需要に追いつかないインフラストラクチャーの整備を進めていった。また、最大都市ホーチミンシティや首都ハノイを中心に益々都市化が推進されていった。

しかし、同時にベトナムに市場経済化の持つ「負の側面」も現れるようになった。すなわち、土地や株式投機によって富を得た人々とそうでない人々との「貧富の格差拡大」である。また、「国営企業改革に伴う失業者の増加」や「都市と地方の格差」によっても経済格差は加速した。「中国からの密貿易品含む輸入品の激増」によって軽工業を担う国内の零細企業、中小企業の窮状という現象も現れていく。消費財、生産財に至るまで中国製品があふれ、ベトナムの製造業者の間には国内市場において中国製品との競争に強い危機感が広がってゆく。

こうした経済面での負の側面はやがて新しい社会問題の発生へと波及する。それまで社会主義ベトナムでは見られなかった「汚職と排金思想の広がり」や「売春、麻薬犯罪の広がり」である。犯罪発生率も次第に増加していった。その結果として、ベトナム共産党の威信の低下が懸念されるようになった。

ベトナム市場経済化の第二幕となる2000年代はベトナム政府がそうした社会問題拡大の抑制を試みつつ、さらなる市場経済化と経済発展のかじ取りを突き付けられていく期間である。この期間にはWTO（世界貿易機関）への加盟、リーマンショックが待ち受ける。こうした事態をどのようにベトナム政府がマネージし、市場経済化を進めていったのか、については稿を改めて論じることとしたい。

参考文献

大西勝明「21世紀のベトナム産業と企業改革の課題」、*「アジア諸国の産業発展と中小企業」* モノグラフシリーズ第五巻『韓国およびASEANの産業発展と中小企業』、専修大学中小企業研究センター、2008年 所収

大西勝明「21世紀のベトナム産業の現況と課題」、小林守編著『アジアの投資環境・企業・産業－現状と展望－』pp.89-121所収、専修大学商学研究所叢書12、白桃書房、2013年 所収
三菱総合研究所編「全予測アジア」(1995年、1996年、2000年版)、ダイヤモンド社
小林守「第二の『ドイモイ』求められるベトナム経済」、「全予測アジア2000-よみがえるアジアと日本の役割-」 p.235、三菱総合研究所、ダイヤモンド社、1999年
小林守、宇佐美暁「アジア新経済圏 東南アジア篇」三菱総合研究所、徳間書店、1996年
東洋経済新報社編「東経 Data Books, 全図解 日本企業のアジア進出マップ」東洋経済新報社、1995年
坪井善明「ベトナム『豊かさ』への夜明け」、岩波書店、1994年
IMF“world economic outlook database”